

○大隅肝属広域事務組合建設工事等指名委員会規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第11号

肝属地区一般廃棄物処理組合建設工事指名委員会規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第10号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 大隅肝属広域事務組合が発注する建設工事等（建設工事、業務の委託又は物品の調達、修繕、売払い、賃貸借若しくは製造をいう。以下同じ。）の適正な執行を期するため、大隅肝属広域事務組合建設工事等指名委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 指名委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 指名競争入札（建設工事に係るものに限る。）に参加する者の資格を審査すること。
 - (2) 設計価格（組合が締結する契約に係る設計額又は見積額をいう。以下同じ。）が300万円を超える指名競争入札に参加する者を選考すること。
 - (3) 設計価格100万円を超える随意契約（1人の者から見積書を徴して行う契約に限る。）による契約者を選考すること。
- 2 第1項第2号及び第3号に掲げる価格以下の建設工事等で所属の主管課長が必要と認める場合は、指名委員会に付議することができる。
- 3 第1項第2号及び第3号の規定に関わらず、調査、計画策定等の業務の委託について、事務局長が認める場合は、指名委員会への付議を省略することができる。

（委員）

第3条 指名委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 副管理者
 - (2) 大隅肝属広域事務組合規約（平成21年3月2日指令市町村第88号）第3条の共同処理に関する事務を行う組合を組織する市町の関係業務主管課長
 - (3) 事務局長
 - (4) 環境衛生課長
 - (5) 総務介護課長
- 2 指名委員会に委員長を置き、副管理者をもってこれに充てる。

（職務）

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長とする。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 指名委員会は、委員長が招集する。

(関係者の意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面による協議)

第7条 委員長は、委員会に付議される事項が次の各号のいずれかに該当するときは、指名委員会の会議を省略し、書面による協議に付することができる。

- (1) 事案が軽易と認めるとき。
- (2) 急施を要すると認めるとき。
- (3) やむを得ない理由があると認めるとき。
- (4) その他委員長が必要と認めるとき。

(庶務)

第8条 指名委員会の庶務は、総務介護課において行い、会議の結果は、その都度文書によって管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 会議は、公開しないものとし、関係者は審議の内容を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、指名委員会の運営に関し必要な事項は、指名委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。